

# 国立大学法人群馬大学教員免許状更新講習企画室規程

	平成20.10.16	制	定
改正	平成20.12.1	平成21.6.24	
	平成23.4.1	平成25.4.1	
	平成26.4.1	平成28.4.1	
	平成29.5.1	平成29.12.1	
	平成31.4.1	令和2.4.1	

## (設置)

第1条 国立大学法人群馬大学に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3の規定に基づく教員免許状更新講習を行うに当たり、群馬県の中核となる免許状更新講習の開設・実施を全学的な協力体制をもって推進するため、国立大学法人群馬大学教員免許状更新講習企画室（以下「企画室」という。）を置く。

## (定義)

第2条 この規程で「学部等」とは、共同教育学部、社会情報学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、医学部附属病院、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、未来先端研究機構、国際センター、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター及びダイバーシティ推進センターをいう。

## (業務)

第3条 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教員免許状更新講習に関する基本方針に関すること。
- (2) 教員免許状更新講習に関する連絡調整に関すること。
- (3) その他教員免許状更新講習に関する重要事項

## (組織)

第4条 企画室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 共同教育学部長
- (2) 教員免許状更新講習に参画する学部等から選出された教員 各1人
- (3) 共同教育学部事務長
- (4) その他第6条第1項に規定する室長が必要と認めた者 若干人

## (任期)

第5条 前条第2号及び第4号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (室長及び副室長)

第6条 企画室に室長を置き、第4条第1号の室員をもって充てる。

- 2 室長は、企画室の業務を掌理する。
- 3 企画室に副室長を置き、第4条第2号の室員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
- 4 副室長は、室長を補佐するとともに、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務)

第7条 企画室の事務は、関係部課等の事務部の協力を得て、共同教育学部事務部において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成20年10月16日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第4条第2号及び第4号の室員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。